貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社プレミアム運輸（法人番号３４５０００１０１３４４０）代表者米田透	北海道旭川市大雪通９丁目５１２番地３７	本社営業所	北海道旭川市大雪通９丁目５１２番地３７	R6.5.29	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条の２　他１件	令和６年２月１６日及び令和６年３月１３日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）定期点検整備の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条の２）、（２）ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落等に起因する車輪脱落事故を発生させたこと（安全規則第３条の３）	2	2
2	株式会社稚内急行（法人番号９４５００００１００８３８５）　代表者川村政男	北海道稚内市萩見５丁目７番１６号	本社営業所	北海道稚内市萩見５丁目７番１６号	R6.5.29	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第６項　他９件	令和６年２月２８日及び令和６年２月２９日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１０件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準なお書きの遵守義務違反（一運行の勤務時間）（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第３条第６項）、（３）定期点検整備の実施義務違反（安全規則第３条の２）、（４）点検整備記録簿等の記載義務違反（安全規則第３条の２）、（５）運行記録計による記録義務違反（安全規則第９条）、（６）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第９条の３第１項から３項）、（７）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（８）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（９）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第１０条第２項）、（１０）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	6	6
	以下余白									